⑯土地　三好市井川町釜谷7233番１
　山林　11077平方メートル
⑰登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1581号
⑱登記した権利の内容
　登記の目的　地上権設定
　原因　大正８年５月１日設定
　　大正９年12月25日譲渡
　目的　工作物所有
　範囲　山林１町１反１畝21歩の内実測反別１反３畝13歩南北長134間３分幅３間
　存続期間　大正18年４月30日迄
　地代　530円42銭
　支払期　契約当日
　地上権者　徳島市船場町176番屋敷
　　株式会社徳島銀行

平成２６年（へ）第２号
　さいたま市中央区新都心11番地２
　申立人　独立行政法人水資源機構
　代表者理事長　甲村　謙友
権利の届出の終期　平成26年５月30日
　平成26年６月４日　　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市池田町中西イバ527番２
　原野　80平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正６年７月26日受付第1758号
⑶登記した権利の内容
　登記の目的　抵当権設定
　原因　大正６年７月26日設定
　債権額　88円
　抵当権者　三好郡池田町大利字宮平８番地２
　　高井　吉廣

平成２６年（へ）第３号
　さいたま市中央区新都心11番地２
　申立人　独立行政法人水資源機構
　代表者理事長　甲村　謙友
権利の届出の終期　平成26年５月30日
　平成26年６月４日　　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市山城町下川字ナガミ49番10
　畑　154平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局昭和２年12月16日受付第1392号
⑶登記した権利の内容
　登記の目的　抵当権設定
　原因　昭和２年12月16日設定
　債権額　550円
　抵当権者　三好郡池田町白地字フコヲヘ776番地
　　谷川　近藏

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２３３号
　栃木県さくら市馬場296番地
　債務者　ウサミ繊維株式会社
　代表者代表取締役　西田　秀福
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８７５号
　名古屋市天白区原１丁目1702番地
　債務者　株式会社ユウキフーズ
　代表者代表取締役　大澤　正孝
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　俊行
４　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時20分
　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７４９号
　福岡県筑紫郡那珂川町片縄北４丁目２―20大神第３ビル１階
　債務者　株式会社サンストリーム
　代表者仮代表取締役　愛甲　栄治
１　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永田　一志
４　破産債権の届出期間　平成26年７月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後３時
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６４号
　広島市安佐南区沼田町大字伴7164番地
　債務者　株式会社ＭＳＯ
　代表者代表取締役　楠木　晴子
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　　崇
４　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
　広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７５０号
　福岡市博多区諸岡３丁目８番40号
　債務者　藤田　健三
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西野　嘉浩
４　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４号
　宮城県加美郡色麻町大字下新町北130番地３
　債務者　山添　英俊
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　弘樹
４　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時10分
６　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
　青森県弘前市大字撫牛子３丁目11番地13　ポルトヴェールＡ―101号
　債務者　狄守　康之
１　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍋嶋　正明
４　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３８号
　茨城県ひたちなか市大字中根1446番地
　債務者　西野　修子
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　雅子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
　水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
　宮城県角田市神次郎字上中田32番地
　債務者　庄司真樹子
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
４　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第８７６号
　名古屋市天白区原１丁目1702番地　ユニーブル原駅前1002号
　債務者　大澤　正孝
１　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　俊行
４　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
　名古屋地方裁判所民事第２部